

戻入れ・移入
輸出・廃棄

製造たばこのたばこ税手持品課税済確認申請書

【平成30年10月1日手持品課税済分】

收受印		整理番号	※				
平成 年 月 日 税務署長 殿 税関長	製造場又は保税地域の所在地及び名称	(〒 -) (☎ - -)					
	住所又は居所	(〒 -) (☎ - -)					
	申請者 氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)	㊟				
	法人番号	個人の方は個人番号の記載は不要です。	※ 法人番号は、税務署提出用2通の内1通のみに記載してください。				
	同上代理人		㊟				
下記の製造たばこについて、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第6項又は第7項に規定する確認を受けたいので、申請します。							
戻入れ（移入）又は輸出（廃棄）した手持品課税済製造たばこ							
区分	紙巻たばこ	葉巻たばこ	パイプたばこ	刻みたばこ	加熱式たばこ	かみ用の製造たばこ	かぎ用の製造たばこ
数量	本	g	g	g	本	g	g
税額	円	円	円	円	円	円	円
戻入れ又は移入の場合における製造場に戻し又は移送した者		住所又は居所	(〒 -) (☎ - -)				
		氏名又は名称					
手持品課税を受けた時における貯蔵場所の所在地及び名称等		貯蔵場所の所在地及び名称	(〒 -) (☎ - -)				
		申請者 住所又は居所	(〒 -) (☎ - -)				
		氏名又は名称					
輸出又は廃棄の場合における輸出又は廃棄に係る販売場の所在地及び名称		(〒 -) (☎ - -)					
戻入れ（移入）又は輸出（廃棄）年月日		平成 年 月 日					
戻入れ又は移入の場合における控除又は還付を受けるための申告書の月分		平成 年 月分					
その他参考となるべき事項							
※ 上記について、申請のとおり確認しましたので、たばこ税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第137号）附則第4条第7項又は第9項の規定により、通知します。							
平成 年 月 日		第 号		税務署長		税関長	
						㊟	

※ 税務署 整理欄	番号確認	
-----------------	------	--

- (注) 1 この申請書は、2通提出してください。
 2 この申請書には、申請に係る製造たばこについて手持品課税の適用を受けた者を通じて交付を受けた「製造たばこのたばこ税手持品課税対象証明書」を添付してください。
 なお、戻入れ又は移入に係る製造たばこで、戻入れ又は移入場所と貯蔵場所が同一税務署管内の場合には添付の必要はありません。
 3 ※印欄は、記入しないでください。

別紙様式2-2

戻入れ・移入
輸出・廃棄

製造たばこのたばこ税手持品課税済確認申請書

【平成32年10月1日手持品課税済分】

(虚線) 收受印				整理番号	※			
税務署長 殿 税関長	平成 年 月 日	製造場又は保税地域の所在地及び名称	(〒 -) (☎ - -)					
		住所又は居所	(〒 -) (☎ - -)					
	申請者	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)	㊞				
		法人番号	個人の方は個人番号の記載は不要です。	※ 法人番号は、税務署提出用2通の内1通のみに記載してください。				
		同上代理人			㊞			
下記の製造たばこについて、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第10項において準用する同条第6項又は第7項に規定する確認を受けたいので、申請します。								
戻入れ（移入）又は輸出（廃棄）した手持品課税済製造たばこ								
区分	紙巻たばこ	葉巻たばこ	パイプたばこ	刻みたばこ	加熱式たばこ	かみ用の製造たばこ	かぎ用の製造たばこ	
数量	本	g	g	g	本	g	g	
税額	円	円	円	円	円	円	円	
戻入れ又は移入の場合における製造場に戻し又は移送した者		住所又は居所	(〒 -) (☎ - -)					
		氏名又は名称						
手持品課税を受けた時における貯蔵場所の所在地及び名称等		貯蔵場所の所在地及び名称	(〒 -) (☎ - -)					
		申請者	住所又は居所	(〒 -) (☎ - -)				
		氏名又は名称						
輸出又は廃棄の場合における輸出又は廃棄に係る販売場の所在地及び名称			(〒 -) (☎ - -)					
戻入れ（移入）又は輸出（廃棄）年月日		平成 年 月 日						
戻入れ又は移入の場合における控除又は還付を受けるための申告書の月分		平成 年 月分						
その他参考となるべき事項								
※ 上記について、申請のとおり確認しましたので、たばこ税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第137号）附則第4条第11項において準用する第7項又は第9項の規定により、通知します。								
第 号 平成 年 月 日		税務署長 税関長				㊞		

※ 税務署 整理欄	番号確認	
-----------------	------	--

- (注) 1 この申請書は、2通提出してください。
 2 この申請書には、申請に係る製造たばこについて手持品課税の適用を受けた者を通じて交付を受けた「製造たばこのたばこ税手持品課税対象証明書」を添付してください。
 なお、戻入れ又は移入に係る製造たばこで、戻入れ又は移入場所と貯蔵場所が同一税務署管内の場合には添付の必要はありません。
 3 ※印欄は、記入しないでください。

戻入れ・移入
輸出・廃棄

製造たばこのたばこ税手持品課税済確認申請書

【平成33年10月1日手持品課税済分】

收受印		整理番号	※				
平成 年 月 日 税務署長 殿 税関長	製造場又は保税地域の所在地及び名称	(〒 -) (☎ - -)					
	住所又は居所	(〒 -) (☎ - -)					
	申請者 氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)	㊟				
	法人番号	個人の方は個人番号の記載は不要です。	※ 法人番号は、税務署提出用2通の内1通のみに記載してください。				
同上代理人			㊟				
下記の製造たばこについて、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第12項において準用する同条第6項又は第7項に規定する確認を受けたいので、申請します。							
戻入れ（移入）又は輸出（廃棄）した手持品課税済製造たばこ							
区分	紙巻たばこ	葉巻たばこ	パイプたばこ	刻みたばこ	加熱式たばこ	かみ用の製造たばこ	かぎ用の製造たばこ
数量	本	g	g	g	本	g	g
税額	円	円	円	円	円	円	円
戻入れ又は移入の場合における製造場に戻し又は移送した者		住所又は居所	(〒 -) (☎ - -)				
		氏名又は名称					
手持品課税を受けた時における貯蔵場所の所在地及び名称等		貯蔵場所の所在地及び名称	(〒 -) (☎ - -)				
		申請者 住所又は居所	(〒 -) (☎ - -)				
		氏名又は名称					
輸出又は廃棄の場合における輸出又は廃棄に係る販売場の所在地及び名称			(〒 -) (☎ - -)				
戻入れ（移入）又は輸出（廃棄）年月日		平成 年 月 日					
戻入れ又は移入の場合における控除又は還付を受けるための申告書の月分		平成 年 月分					
その他参考となるべき事項							
※ 上記について、申請のとおり確認しましたので、たばこ税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第137号）附則第4条第12項において準用する第7項又は第9項の規定により、通知します。							
平成 年 月 日		第 号		税務署長		㊟	
				税関長			

※ 税務署 整理欄	番号確認	
-----------------	------	--

- (注) 1 この申請書は、2通提出してください。
 2 この申請書には、申請に係る製造たばこについて手持品課税の適用を受けた者を通じて交付を受けた「製造たばこのたばこ税手持品課税対象証明書」を添付してください。
 なお、戻入れ又は移入に係る製造たばこで、戻入れ又は移入場所と貯蔵場所が同一税務署管内の場合には添付の必要はありません。
 3 ※印欄は、記入しないでください。